

特定非営利活動法人 鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会といい、略称を NPO 法人鶴二支え合い協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県鶴ヶ島市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、鶴ヶ島第二小学校区（鶴ヶ島市立小・中学校通学区域に関する規則に規定する鶴ヶ島市立鶴ヶ島第二小学校の通学区域をいう。）及びその近隣地域の住民（以下単に「住民」という。）に対し、地域に係る防災、地域における福祉、子育て及び子どもの健全育成、環境の保全並びにまちづくりに関する事業等（以下「取組事業」という。）を行うとともに、住民が互いに協力して取組事業を行う気運の醸成及び機会の提供を行うことにより、住民が相互に支え合う、誰もが安全で安心して暮らせる新たな地域社会を創造することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 地域に係る防災に関する事業
- (2) 地域における福祉に関する事業
- (3) 子育て及び子どもの健全育成に関する事業
- (4) 環境の保全を進める事業
- (5) まちづくりに関する行政等への相談、提言及び協力

- (6) 住民相互の支え合いに関する事業
- (7) 地域ネットワークの推進を図る事業
- (8) 地域の交流の拠点となる施設の整備及び運営等に関する事業
- (9) 安全で安心して暮らせる地域づくり等に係る調査研究及び広報事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体で、この法人の事業及び運営に参加するもの（第3号に規定するものを除く。）
 - (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体
 - (3) 事業会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を利用する個人又は団体
- 2 この定款に定める以外の会員に関する規約は、総会で別に定める。

(入会)

第7条 一般会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 一般会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書を提出して会長に申し込み、かつ、次条に規定する会費を納入することにより、一般会員となることができる。この場合において、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。
- 3 会長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 贊助会員として入会しようとするものは、次条に規定する会費を納入することにより、賛助会員となることができる。
- 5 事業会員として入会しようとするものは、この法人の事業を利用するることにより、事業会員となることができる。
- 6 前2項の場合において、会長が不適当と判断した場合は、入会を認めないことがある。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で会長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において一般会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、総会の会日の5日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において議決をする前に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上30人以下

(2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち、1人を会長、若干名を副会長とする。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 会長及び副会長は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

7 理事は一般会員でなければならない。ただし、特別の理由があるときは、理事の定数の3分の1以内のものを一般会員以外のものから選任することができる。

(役員の職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。この場合において、副会長が2人以上あるときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。
- 6 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとするとき
 - (2) この法人と理事との利益が相反する取引をしようとするとき
 - (3) 理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき
- 7 前項各号の取引を行った理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員の任期等)

- 第15条 役員の任期は、就任の日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までの期間とする。ただし、その期間は、2年を超えてはならない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 役員は、再任されることができる。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、総会の会日の5日前までにその役員にその旨を通知し、かつ、総会において議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任及び報酬

(7) 会費の額

(8) 会員の除名

(9) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了の日から3月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 一般会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した一般会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した一般会員の3分の2以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各一般会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した一般会員は、総会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する一般会員は、その事項について表決権を行使することができない。

5 代理人は、10人以上の一般会員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

7 賛助会員及び事業会員は総会に出席し、発言することができる。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 一般会員の現在数

(3) 総会に出席した一般会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）

- (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

○ 第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、各理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、少なくとも5日前までに、通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、やむを得ない事情により会長が理事会に出席出来ない場合は、第14条第3項に定められた順序による副会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事及び監事の数及び氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること。）

(4) 審議事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果（可決又は否決の別、賛否の議決数及び異議を述べた理事の氏名）

(6) 議決した事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該事項及び当該理事の氏名

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した一般会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、一般会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならぬ。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第8章 雜則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
会長 柴崎 光生
副会長 上嶋 正和
同 佐藤 忠夫
理事 赤間 祐男

同 今國 喜栄
同 大橋 秀雄
同 金子 敬一
同 岸田 萬平
同 小山 正人
同 坂本 武士
同 島田 慶嗣
同 滝沢 英晴
同 中田 昭一
同 林 勝人
同 細貝 光義
同 松本 勇
同 三上洲賀夫
同 森口 清美
同 師岡ミチ子
同 芳野登伎男
監 事 田島 邦弘
同 吉田 道弘

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までの期間とする。ただし、その期間は、2年を超えてはならない。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会員 ① 個人 年会費 500円
 ② 団体 年会費 5,000円
- (2) 賛助会員 ① 個人 賛助会費 1口1,000円 (年1口以上)
 ② 団体 賛助会費 1口10,000円 (年1口以上)
- (3) 事業会員 不要

7 この法人は2013年(平成25年)12月2日(登記日)を成立の日とする。

(施行期日)

2013年12月2日 施行

2015年9月1日 一部改正

2018年5月13日 一部改正